

令和6年度 管理建築士講習受講案内

登録講習機関
財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

平成20年11月28日に施行された改正建築士法の規定により、建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）となるためには、建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならないと定められています。（建築士法24条2）

※管理建築士講習を一度終了されている方は、再度受講する必要はありません。

■会場コード及び講習日・講習会場 午前9:15(受付)～午後5:35(終了予定) (DVD講習)

会場コード	講習日	定員	講習会場
2H-01	令和6年9月11日(水)	15名	ぴゅあ総合甲府小研修室1

※令和6年度より講習のお申込はインターネットによる受講申し込みのみとなります。

【受付期間】 令和6年7月1日(月)～令和6年8月23日(金) (定員になり次第締切)

【申込方法】 令和6年度より講習のお申込は、インターネットによる受講申込となりますので下記のサイトからお申込下さい。

受講案内サイト → https://www.jaeic.or.jp/gyomu/off_teiki/index.html

建築技術教育普及センター 建築士定期講習・管理建築士講習 対面方式 申込ご案内サイト

【受講手数料】 16,500円(消費税・テキスト代含む)

【修了者発表】 講習月の翌月20日に修了証をセンターより発送

【問い合わせ先】 一般社団法人山梨建築士事務所協会(担当：小林) TEL 055-225-1251

【講習会場】 ぴゅあ総合甲府 〒400-0862 山梨県甲府市朝気1-2-2 TEL 055-235-4171

